

平成24年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）です。

第1条の歳入歳出の補正ですけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ822万1千円とするものです。

今回の補正の内容ですけれども、立木ですね、売り払い等が遅れていた林業公社分が3月に入金になりました。それで、関係自治体等に交付するためには歳出予算が不足するということから今回専決処分させていただいたものです。併せて額が確定した項目についても補正しております。

5ページをお願いします。

2の歳入、1款1項1目財産貸付収入の1節土地貸付収入として、3,000円補正しております。これについては、電柱敷地の貸付収入ですけれども、これは収入金額確定に対する補正ということで、補正後の予算は3万2,000円です。

それから、1款2項1目物件売払収入165万7,000円ですけれども、1節の立木売払収入166万7,000円です。これについては、立木売払収入として、先ほど言った林業公社の分として約200万円余り入金になりましたけれども、立木売払い収入全体ですね、567万2,000円となります。それに対して補正前の予算が400万5,000円ということで、その差額の166万7,000円を今回補正したものです。

それから、2節の砂利売払収入1万円の減額です。これも額の確定に伴う減額補正で、補正後の予算は29万円となります。

次のページをお願いします。

3款1項1目1節の雑入ですけれども、分収造林推進交付金収入に伴う交付金15万円ですけれども、これも額の確定に伴う補正でございます。それで、補正後の予算は39万5,000円となります。

それから次のページ、7ページですけれども、歳出です。

1款1項2目財産管理費19節の負担金補助及び交付金、説明欄の1つ目、利用間伐売払いに伴う交付金82万円ですけれども、これは利用間伐売払交付金として関係自治会に交付するものですが、今回収入になった小割沢などですね、協定に基づき関係自治会に交付するにあたって、補正前の予算で不足のため補正したものです。内容的には今回交付分を含め、平成24年度交付額は、462万4,000円余りとなるんですけれども、補正前の予算が380万5,000円ということで、不足分の82万円を今回補正しております。

それから、土砂売払収入に伴う交付金。これも精算に伴って減額補正したものです。

補正後は27万6,000円となるものです。

それから、分収造林推進交付金収入に伴う交付金です。7,000円の減額です。これも収入額の確定に伴い減額補正するもので、補正後の予算は22万6,000円となります。

最後の予備費ですけども、これは今回の補正に伴う歳出予算の調整のため、予備費に100万6,000円を計上したものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 7ページの交付金の82万円の支払先を教えてください。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。佐々木管財課長。

○管財課長（佐々木充君） この82万円というのはですね、今回…これ年間全体の分の不足として今回82万円を補正したものです。ですから、これは既に支払ったもの、それから今回入金に伴って支払うもの、すべてありますけれどもこれ全部ということでしょうか。…そうことで、出来れば大変失礼ですけども、絞っていただければ大変助かりますけれども。

よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） あの、休憩少しお願いできれば…。

○議長（須藤正人君） 休憩します。

午前10時54分 休 憩

.....  
午前10時56分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案題53号、専決処分事項の報告について(平成24年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第6号))を議題とします。当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村博君) 議案第53号をご説明します。

議案第53号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成25年5月17日提出

八峰町長 加藤和夫

次のページ、ご覧ください。

専決処分第4号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年3月29日

八峰町長 加藤和夫

平成24年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)をご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から2,460万円を減額し、歳入歳出それぞれ6億3,434万9千円とするものです。

第2条、繰越明許費の補正であります。繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によるものであります。

3ページをご覧ください。第2表繰越明許費補正。2款事業費1項施設改良費、事業名、横内橋添架管移設工事1,950万円であります。この繰越については、横内橋拡幅工事の繰越に伴う繰越でございます。

6ページをご覧ください。歳入でございます。7款1項1目町債、1節町債、簡易水道事業債1,230万円の減額、過疎対策事業債1,230万円の減額、計2,460万円の減額でございます。これにつきましては、八森地区簡易水道事業費確定による減額でございます。

ます。

次のページ、歳出でございます。2款1項1目八森地区施設改良費13節委託料、実施設業務委託料419万2,000円の減額、観海地区配水管布設工事設計委託料147万6,000円の減額、計566万8,000円の減額です。

それから、15節工事請負費、配水管工事1,043万2,000円の減額でございます。この13節、15節については事業確定によるものです。

17節公有財産購入費、用地取得費850万円の減額であります。これにつきましては、平成24年度で用地取得の予定でありましたが、面積が確定しなかったための減額でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 7ページの公有財産の購入についてなんですけども、今課長の説明で、面積が確定しなかったからという説明でしたけれども、普通こういうのを予算化する場合はですね、事前に面積等を測量し、面積を把握した上で、予算措置するのが一般的だと思うのですが、どうしてこういう結果になったのかももう少し詳しく説明してください。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） はい。柴田議員のご質問にお答えします。

まず、取水施設でございますが、当初取水施設が現在の施設の所に設置する予定でありましたが、取水が、ちょっと取り方が難しいだろうということで、若干上流側の方に移して作る計画で変更しております。

その関係で、取水については面積が若干今変わるようになっております。

それから、浄水場についてですが、高低差が大部ありますので、この高低差をどのように利用するかという関係で法付け、それから構造物関係、そういうのでまた大分面積が変わってきますので、新たに計算をし直して平成25年度予算で対応して考えております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑が内容ですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論が内容ですので、これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり承認されました。

休憩します。11時10分再開します。

午前 11 時 03 分 休 憩

.....  
午前 11 時 10 分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第7、議案第54号、専決処分事項の報告について（八峰町税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。当局の説明を求めます。田村税務課長。

○税務課長（田村 功君） 議案第54号、専決処分事項の報告についてご説明いたします。

地方自治法179条第1項の規定により、八峰町税条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成25年5月17日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第5号、専決処分書。

八峰町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成25年3月31日

八峰町長 加藤和夫

八峰町税条例の一部を次のように改正する。

以下、条例の条文が書いてありますがけれども、非常に分かりづらいので、別紙の「税務課資料1」及び新旧対象表によりご説明いたします。

本則の第34条の7の部分でございます。これは寄附金税額控除の関係の条文でありまして、今回、ふるさと特別所得税の課税が1月から始まっております。ふるさと寄附金、つまり、県や市町村への寄附金でございますが、これの特例控除額について見直しが行われたものであります。現行制度ではふるさと寄附金のうち、2,000円を超える額について、所得税の寄附金控除、住民税の税額控除が一定の限度がありますが、全額を控除できるような仕組みになっております。今回申請された復興特別所得税がですね、これは所得税の課税標準としまして、その2.1%というふうに決まっております。これが今回増えましたので、所得税全体の寄附金控除が増えるというふうなことになってしまいました。ですので、今回の改正で住民税の特別控除額をその分圧縮するという内容の改正でございます。

第54条、第131条の関係については、独立行政法人森林総合研究所が行う土地改良事業に係る特例措置や非課税措置があります。

これがですね、事業の進捗の関係で、今後の事業が見込まれないということで、国の方で廃止したものであります。それに伴う条文の削除でございます。

それから、附則の第2条の2の関係です。これは延滞金の割合の特例を書いております。この度、国税の延滞税の見直しが行われました。で、それに合わせましてですね、地方税の延滞金の利率を見直すということでございます。で、延滞金の特例の場合にはですね、特例基準割合というものがございます。これが、現行ではですね、公定歩合+4%というふうになってはいますが、この定義が来年から変わります。銀行の短期貸出平均金利+1%というふうになります。で、現状の段階で行きますとですね、これが2%というふうになっております。延滞金、本則では14.6%のものです。これが特例基準割合の7.3%ということで、9.3%に変わる予定です。

それから、納期限1か月以内ですけれども、本則では7.3%。これが現在の特例で4.3%になっていますけれども、これが特例基準割合+1%ということで3%になります。

2点目は、法人町民税延長の場合ですが、現行では4.3%これが特例基準割合ということで、2%に改正されます。

それから第3条の関係であります。これは公定歩合が年5.5%を超える場合の法人町民税の納期限延長の延滞金を定めたものでございますけれども、今回の地方税法の改正によりまして、特例基準割合の適用年度期間は除くと。そのような規定が設けられてございます。

それから、第3条の2の関係でございます。これについては、地方税法の改正に伴う引用条項の変更であります。

第5条の3の2の関係でございます。現行では所得税の住宅ローン控除適用者についてですけれども、所得税から控除しきれない額を住民税から控除限度額の範囲内で控除しております。

これは税源移譲があった年からそうなっておりますけれども、この現行の措置を今後4年間さらに延長するという内容でございます。平成29年まで延長するという内容でございます。

2点目はですね、来年の4月から消費税が上がる予定でございます。その関係で住宅ローン控除の控除限度額を現行ではですね、所得税の課税所得の5%というふうになっておりますけれども、これを7%に引き上げるというような内容の読替規定を設けるものであります。

それから、第5条の4の関係であります。これは株や土地の譲渡所得等がある場合の寄附金税額控除の特例控除額の特例というような内容でございますが、これも先ほど申しましたが、第34条7の所でご説明いたしましたけれども同様の内容で、復興特別譲渡税の課税により、ふるさと寄附金の特例控除額について見直しが行われたということでございます。

それから、第8条の2の関係でございます。これは固定資産税の課税標準の特例を定めた内容でございます。1点は、地方税法の改正に伴う引用条項の変更でございます。2点目は、大規模地震の発生した場合に備えまして水や食料等の保管する町と例えば事業者、そういった者が管理協定を結んだ場合ですけれども、その備蓄倉庫に係る特例の措置が設けられたものでございます。ちなみに固定資産税の課税標準額を5年間3分の2とするというような内容でございます。

それから、第15条の2の関係でございます。これは地方税法の改正に伴う引用条項の変更でございます。

第20条の2の関係ですが、これは東日本大震災に係る被災居住財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例という内容でございますけれども、現行ではですね、居住用財産の敷地を譲渡した場合、長期譲渡所得等の課税特例の適用を受けることができるのは所有者となっております。今回の大震災によりまして、亡くなった人が多くおられるわけでございますけれども、亡くなった所有者と一緒に住んでいた相続人、これを所

有者とみなして譲渡所得の特例の適用を受けることができるような措置が設けられたものでございます。

第21条の関係でございますが、これは東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適用期間の特例という内容のものですけれども、1点は地方税法の改正に伴う引用条項の変更でございます。2点目は、来年4月から消費税率が上がることで予定されておりますけれども、住宅ローン控除の控除限度額を引き上げる内容の読替規定を設けるものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） この通告書を見てもさっぱり分かりませんでしたので、今の税務課の資料を見て質問したいと思います。

附則の所で、延滞金が14.6%から9.3%に引き下げられるということは、これは当然のことで本当に遅かったと思うんですけれども、これが平成26年の1月から実施されるということになるんでしょうか。今現在、延滞金ですね、平成19年以降の税金をまだ払っている人がいると思うんですね。平成19年以降の税金を払わなくてはいけないこの当局とのやり取りの中で平成15年、16年もまだいると思うんですけれども、これについてどのようにこれから延滞金もかなり14.6%ですので、かなりの延滞金になっていると思うんですが、この辺について軽減の考えはないかどうか。これからの納付状況について平成19年度以降はもう時効ということで処分する。そういうふうなお考えはないかということと、それから、附則の第3条の中に納期限の延長に係る延滞金の特例ということで、法人町民税下の丸印の所に地方税改正により特例基準割合…の所ですけれども、納期延長はですね、減免申請した場合、当町は本当に結果が出るまで他市町村にない時間がかかるわけですね。下手すれば次の納期が来るのにまだ結果が出てないっていうふうな状況、今までずっと続いております。それを早めに結果を出して欲しいということで、再三言っているんですがなかなか出来ません。そういう場合、納期延長の場合もこの延滞金というのがつくのかどうなのか。ちょっと私、この文章でちょっと分かりませんので。その辺について教えてください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村税務課長。

○税務課長（田村 功君） 1点目についてお答えします。これは平成26年1月1日から



適用になります。

2点目の質問ですけれども、滞納者のことの関係かと思うんですけれども。確かに古い滞納がある方もおられます。ですけどまあ、分割納付という形で今、頑張っておられる方もおります。で、中にはやはり生活状況の厳しい方もおられます。で、その中で分割で納めていただけてますけれども、そういった場合はですね、本税と督促を優先して納めていただけております。

それから3点目ですけれども、減免の関係の審査の関係で、その期限が長いというようなことなんですけれども。まず、減免の申請が上がればですね、うちの方ではその財産状況、あるいは生活状況、いろいろ聞き取りしたり調査しなければいけません。で、それにはやはり1か月弱の時間がどうしてもかかるんですね、金融機関とのやり取りの関係で。ですので、申請があった段階で、納期を延長します、確かに。大体、1か月位延長するんですけれども。それについての延滞金という考え方は今、もっておりません。

以上であります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 平成19年度以降は本税を優先して納付してもらおうということで、延滞金は考えておらないようなんですけれども、本税についてもですね、これをなるべく不納欠損処分にして、その過程の状況に合わせてそういう措置をとるべきではないか。ほかの他市町村、ほとんどがそのようなやり方をしていますので、その点とですね…1か月位で済みますか。1か月以上かかりますよね、結果が出るまで。今、課長が言われたことは1か月まで結論出すということと言われたこと、私は尊重したいと思えますけれども。

今一度、その平成19年度以下の税金についてお答えをお願いします。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村税務課長。

○税務課長（田村 功君） 今、見上さんの話の中でですね、平成19年度以前の、あるいは滞納分の延滞金は取らないような解釈をされた感じでございますけれども、私が言ったのはですね、生活が厳しくて、本当に生活保護ギリギリの滞納者もおられます。そういった場合にですね、本税と督促を優先している場合もありますということです。その他の人については、延滞金はちゃんともらっております。

それから、2点目については1か月以上かかるという、まあ当然かかるんですけれど

も、それを急ぐようにはしておりますけれども、延長した場合はけれども、1 か月は確かにかかりますけれども、2 か月まではいかないようにしておるところでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第55号、専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。当局の説明を求めます。田村税務課長。

○議長（須藤正人君） 議案第55号、専決処分事項の報告についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成25年5月17日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第6号、専決処分書。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成25年3月31日

八峰町長 加藤和夫

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

八峰町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下条文の改正がありますけれども、「税務課資料2」の方で説明いたします。

本則の第7条の2、第9条の3の関係でございます。現行制度ではですね、下の方に図が書いてありますけれども、国保の2人世帯から夫が後期高齢者医療世帯に移行する場合でございますけれども、それによって一人世帯、これを特定世帯と言いますけれども、そうなった場合に世帯割の負担が増えるということで、世帯割を最初の5年間2分の1を軽減する措置を現行で講じておるところでございます。

これが今回の改正で、現行の措置に加えまして、3年間、6年目から8年目まで特定世帯が継続する世帯をですね、世帯割を4分の1軽減するという改正でございます。

2枚目の方に第7条の2と第9条の3書いてありますけれども、基礎課税の世帯割ということで、特定継続世帯、一般の世帯は1万6,000円でございますけれども、4分の1軽減されて特定継続世帯は1万2,000円ということであります。で、第9条の3の後期高齢者支援金の世帯割。一般の世帯は8,500円でございますけれども、特定継続世帯では、4分の1軽減されまして、6,375円というふうになります。

それから、第24条の関係でございます。これは、国保税の減額について書いてありますけれども、国保には世帯の所得に応じた軽減制度がございます。均等割と世帯割を軽減するものですが、7割軽減、5割軽減、2割軽減とございますけれども、それぞれに特定継続世帯の世帯割軽減を設けるものでございます。

2枚目の方にその内容がまとめてあります。

例えば、7割軽減の場合は、特定継続世帯は、基礎課税が1万2,000円ですけども、これの7割ということで、8,400円になるという、そういった内容の改正でございます。

それから、附則の第22項の関係でございます。これは東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例というような条文でございますけれども、1点は、地方税法の改正に伴う引用条項の変更でございます。2点目は、居住することができなくなった家屋の敷地を譲渡する場合、亡くなった所有者と一緒に住んでいた相続人をその所有者とみなしてですね、譲渡所得の課税の特例の適用を受けるように出来る措置が設けられたものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第55号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 妻が年上で、妻が先に後期高齢者医療に移行して、夫がまあ現行

のままといった場合は今までと変わらないわけですね。世帯者が変わらないんですから。確認なんですけども。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村税務課長。

○税務課長（田村 功君） これは例でございます、これが逆のパターンであっても同様でございます。

○議長（須藤正人君） 3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 世帯者が、75歳に達していなければ、特定世帯にならないんでしょう。そうですね。…うん、だから、妻が75歳に達して、世帯者はあくまでも夫だと、世帯主はね。んで、夫は75歳に達していないと。妻が年上で75歳に達した場合、後期高齢に移行するものですから、そうすればその場合は今までと変わらないわけですね。ということ聞いたんですが、今、課長だと「これは1つの例で逆の場合もある」という答弁だったわけですが、そこの所はつきりさせてください。

○議長（須藤正人君） 休憩します。

午前11時35分 休 憩

午前11時36分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。田村税務課長。

○税務課長（田村 功君） これは世帯主ということとは関係なくして、あくまでも2人世帯の場合、片方が後期高齢者医療制度に移って1人世帯となった場合に特定世帯となって現在、5年間軽減されております。それが6年目から8年目で、この3年間同じ状態が続く場合は4分の1軽減されるという内容でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第56号、専決処分事項の報告について（平成25年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号））を議題とします。当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） はい。議案第56号、専決処分事項の報告について、ご説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

平成25年5月17日提出

八峰町長 加藤和夫

次のページをお開きください。

専決処分第7号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年4月30日

八峰町長 加藤和夫

平成25年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によりますということで、3ページをお開きください。

当該予算は歳出予算の組替となっておりますので、歳入はございません。

それで3ページです。

歳出、総務費、施設管理費、医科一般管理費です。470万1,000円の減額です。

1 報酬です。1,180万円。非常勤特別職報酬ということで、非常勤の医師3名分の報酬となっております。給料816万円、常勤医師分の給料の減額であります。

3 職員手当等751万円。同じく常勤の医師分の職員手当の減額となります。

4 共済費です。353万1,000円。同じく医師の共済費の減額となっています。

13節委託料です。270万円です。医師会病院の方に医師派遣をお願いしております。そちらの委託料270万円となっています。

次のページをお開きください。

2款医業費であります。医療費の医科医業費であります。93万7,000円の増であります。役務費です。37万円、手数料となります。それから18節備品購入費、56万7,000円。検査機器であります。

3款の予備費です。1項の予備費376万4,000円を予備費として計上してございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第56号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） まずこのことが専決処分されたということで、私は専決処分に反対いたします。

で、大変重要な項目ですので、職員手当、職員の方々は今後どういう処遇されるのか。それとその、非常勤特別職の報酬、この内訳はどのようになっているのか、まず教えてください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） お答えいたします。

まず1点目でございます。先に非常勤医師の報酬の中身についてでございます。1回2時間、若しくは2時間半の診療時間を制定しております。1回につき7万円以内ということで、計上してございます。医師会の方もそのような形で計上してございます。それに毎週4日×3月末までの分ということで、今回計上させていただいております。

次に職員の体制でございますが、引き続き常勤の医師確保のためにいろいろなインターネット等を通じて募集をしております。そのために今職員を減らして今の体制に合うものにした場合、今後常勤医師を確保した時に、すぐに確保出来るかということになりますとなかなかそうはいかないために現在の体制のまま続けていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） これは町長にもお願いしておきたいのですが、大変苦勞されて今回、医師を確保していただいたことは、敬意を表したいと思ひますし、努力に感謝いたしたいと思ひます。ただ、今あくまでもこれは臨時の措置ということで私どもは捉

えておりますので、一刻も早く常勤の医師確保に努力をしていただきたいと思います。

それと、今質問にありましたように一般職の方、恐らく、大変仕事し辛い立場にあるだろうということを理解しております。「お医者さんの勤務する時間が短いから、お前たちは給料が高い」とかという話がチラホラ私に聞こえてきております。決してそんなことでないだろうと思いますので、是非、早めに常勤のお医者さんを確保されて一刻も早く町民の皆さんを安心させていただきたいという具合に思いますし、地域医療の重要性を今一度再確認をしていただければなということを申し添えながら要望にしたいと思いますので、回答の方をもし出来ましたら町長のこれからの考え方をです、ちょっとお伺いできればと思います。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

秋元医師の方から表明されてからずっとですね、後任の常勤医師を探してまいりましたけれども、残念ながら合意するまでに至らなかったということでは非常に残念であります。

ただ、この後もですね、引き続きあらゆる情報を基にしながら確保のために私自身も頑張ったいと思いますし、いろんなホームページであるとか広告であるとかですね、そういった形のものも使いながら探していきたいというふうに考えております。

それから、職員の体制は確かに今、常勤のままでやっていますけれども、今始まったばかりでございますので、3か月位の状況を見ると職員の状況についても、ある程度のは分かると思いますので、そういった形でまた、もしですね、手直ししなければならぬ部分があったら、その時点で考えていきたいなというふうに思っています。

歯科も医科もいずれもこういう形で運営していますけれども、どちらも今のところ患者数もそれなりに来てですね、利用されているようでありますので、この体制をまず今のところ維持しながらこの後の常勤確保にむけて一生懸命頑張りたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 医師の派遣業務の委託料の支払先を紹介していただきたいなと思います。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。大高福祉保健課長。